

お勤め先で企業型確定拠出年金にご加入中で、  
iDeCoへの加入を検討されているお客様へ

2021年10月  
東京海上日動火災保険株式会社

**企業型確定拠出年金に加入されている方が、iDeCoに加入される  
場合、iDeCoの掛金額を「月別に指定して納付（年単位拠出）」  
とすることができなくなります（「毎月定額で納付（積立）」のみとなります）**

確定拠出年金制度改正に伴い、2022年10月から、企業型確定拠出年金の事業主様による掛金とiDeCoの掛金が合算管理（※）されます。これにより、企業型確定拠出年金に加入されている方は、iDeCoの掛金を必ず毎月定額で納付（積立）いただくこととなります。

**「納付月と金額を指定して納付します。」を選択された場合、遅くとも2022年8月末までに、掛金額変更（毎月定額による掛金納付）の届出が必要です。**お手続きにあたっては、以下東京海上日動確定拠出年金コールセンターへご連絡ください。

なお、期日までにお手続きいただけない場合、2022年10月分（11月引落）以降、iDeCoの掛金拠出ができなくなりますので、ご注意ください。

【個人型年金加入申出書 抜粋】

5.掛金額区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 掛金を下記の毎月定額で納付します。0	<input type="checkbox"/> 納付月と金額を指定して納付します。1
毎月の掛金額	別紙の「加入者月別掛金額登録・変更届」を添付してください。
千 0 0 0 円	

どちらかを選択してください  
被保険者の種別、企業年金制度等の加入状況により限度額が異なります。

「納付月と金額を指定して納付します。」を選択した場合、  
**2022年8月末までに、掛金額変更（毎月定額による掛金納付（積立））が必要です**

※2022年10月の確定拠出年金制度改正により、iDeCoの拠出（積立）限度額は、月額55,000円から各月の企業型確定拠出年金の事業主掛金額を控除した残余の範囲（上限20,000円）となります（ただし、お勤め先で、DB等（確定給付企業年金（DB）・厚生年金基金・石炭鉱業年金基金・私立学校教職員共済）にも加入している方は、月額27,500円から各月の企業型確定拠出年金の事業主掛金額を控除した残余の範囲（上限12,000円）となります）。

⇒詳細は厚生労働省のホームページをご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/2020kaisei.html>



《問い合わせ先》 東京海上日動 確定拠出年金コールセンター  
TEL：0120-719-401

受付時間： 平日 午前9時～午後8時  
土日 午前9時～午後5時  
(祝日・振替休日・年末年始はお休みさせていただきます)